

# 結婚新生活支援事業補助金

新規に婚姻した世帯が、市内で安心した生活をスタートできるように、婚姻に伴う住居費や引っ越し費用など最大60万円を補助します。



▲市HP

- 対象** 次の条件を全て満たす世帯
- ・R7/1/1～R8/3/2に婚姻届を提出し、本市に住民票があること
  - ・夫婦共に婚姻日において39歳以下であること
  - ・夫婦の令和6年分の所得の合計額が500万円未満であること
- 対象経費** 婚姻日の1年前の日～R8/3/2の転入(転居)にかかる費用で、R7/4/1～R8/3/2に支払ったもの
- ・新規の住宅取得費用(建物)
  - ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
  - ・結婚に伴う引っ越し費用(引っ越し業者・運送業者などに支払った費用)
  - ・新規の住宅リフォーム費用(結婚に伴う引っ越しを機にリフォームし、市内事業者を支払った費用)
- 助成額**
- ・夫婦共に婚姻時の年齢が29歳以下の場合:上限60万円
  - ・住宅取得費用の場合:上限60万円
  - ・住宅賃貸・引っ越し・リフォーム費用の場合:上限30万円
- 申込期間** 4/1(火)～R8/3/2(月) ※予算額に達し次第、受け付け終了
- 申込・問合せ** 企画課(市役所3階) ☎72・3161

# 住まいの応援事業

抽選申込書(住宅リフォーム補助金、融雪槽補助金)と交付申請書(空家購入補助金)は、市HPや建築住宅課窓口(市役所2階)で入手できます。



▲市HP

- 対象要件**
- ・申請者、対象住宅がR6年度とR7年度に「石狩市住宅リフォーム補助金」「石狩市融雪槽補助金」「石狩市空家購入補助金」の交付を受けていないこと
  - ・建築基準法および関係規定に明らかな違反がないこと
  - ・交付決定前に契約締結した場合は対象外。契約前に申請してください
- 申込・問合せ** 建築住宅課 ☎72・3141

## 石狩市住宅リフォーム補助金

- 対象** 市内に住民票があり、住宅をリフォームする方(個人)
- 対象経費** 市内事業者による50万円(税抜)以上のリフォーム工事費 ※融雪槽設置費は対象外
- 助成額** 住宅リフォーム工事費の10%、上限15万円
- 申込期間** ①4/10(木)まで ②5/16(金)～6/12(木)
- 抽選日** ①4/14(月)10時 ※落選の場合は②に申込可  
②6/16(月)10時
- そのほか** 交付申請額が予算枠に達しない場合は、追加募集もあり



▲抽選申込(リフォーム)

## 石狩市融雪槽補助金

- 対象**
- ・市内に住民票があり、住宅に融雪槽を設置する方(個人・注文住宅契約者)
  - ・市内に所有する共同住宅に融雪槽を設置する方(個人・法人)
- 対象経費** 市内事業者による50万円(税抜)以上の融雪槽設置工事費
- 助成額** 融雪槽設置工事費の10%、上限15万円
- 申込期間** ①4/10(木)まで ②5/16(金)～6/12(木)
- 抽選日** ①4/15(火)10時 ※落選の場合は②に申込可 ②6/17(火)10時
- そのほか** 交付申請額が予算枠に達しない場合は、追加募集もあり



▲抽選申込(融雪槽)

## 石狩市空家購入補助金

- 対象** 市内の空き家を購入し、その空き家に居住する方(個人)
- 対象経費** 市内事業者が販売(仲介)する居住部分が50㎡以上かつ50万円(税抜)以上の空き家の購入費 ※直前6カ月間居住していない住宅であること
- 助成額** 空き家の購入費(建物価格)の10%、上限15万円
- 申込期限** 12/26(金)
- そのほか** 申込順で受け付け。予算枠(150万円)に達し次第、受け付け終了

# 福祉利用割引券 福祉タクシー利用券 が変わります

## ① 石狩市福祉利用券交付事業

高齢者を取り巻く状況の変化などを総合的に捉え、将来を見通した持続可能なものとするため、券の名称や交付対象要件、交付額などを見直しました。

### 名称の変更 「福祉利用割引券」から「福祉利用券・タクシーチケット」へ

これまでは本券をタクシー券として使う場合、「石狩市高齢・障がい者等タクシー利用券」への交換が必要でしたが、今後はタクシー券も兼ねるため、名称を変更します。

なお、中央バスで利用する場合は、これまでどおり中央バス回数券への交換が必要です。券が未使用の場合に限り、中央バス営業所のほかに、4月中は下表の交付場所で交換できます。

### 対象要件の変更 6カ月以上住民登録のある70歳以上の方と重度障がい者 から ⇒1/1時点で住民登録のある75歳以上の方と重度障がい者 へ

年度中に75歳になる方も含め、対象者には4月上旬に券を送付します。

### 交付額<sup>※</sup>の変更 1人につき 2,000円 から 5,000円 へ

100円券×20枚つづりから、500円券×10枚つづりに変わります。また、使う場合は、枚数の「上限」なく利用できるようになります。

※おつりは出ません。不足分は現金などでお支払いください

## ② 石狩市障がい者福祉交通費助成事業

さらなる券の利便性向上と利用促進を図るため、券の用途を拡大し、対象要件などを見直しました。

### 種類の変更 「福祉タクシー利用券」 ⇒「タクシー利用券」と「自動車等燃料給油券」の2種類に

これまでの「タクシー利用券」に加え、市内指定のガソリンスタンドで利用できる「自動車等燃料給油券」を新たに創設。交付申請の際にどちらかの券をお選びください。

4月中は、下表の交付場所で申請・交換（券が未使用の場合に限る）できます。

### 対象要件の変更 6カ月以上住民登録のある重度障がい者（障がい部位によって対象とならない場合あり） から ⇒1/1時点で住民登録のある重度障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方） へ

対象者には4月上旬に申請書または券を送付します。なお、対象要件に該当する方で、申請書などが未着の場合は障がい福祉課までご連絡ください。

### 交付額<sup>※</sup>の変更 交付額などが変更になりました

「タクシー利用券」は、基本料金分（初乗り運賃）×24枚（16,000円相当）から、500円券×32枚（16,000円分）に変わります。また、新設の「自動車等燃料給油券」は500円券×20枚（10,000円分）です。

※「タクシー利用券」「自動車等燃料給油券」の利用枚数に制限はありません

※おつりは出ません。不足分は現金などでお支払いください

日時	交付場所	
1(火)~30(水) 平日9時~17時	石狩南高校前郵便局（花川南8・5）	石狩郵便局（花川北3・2）
	石狩花川南八条郵便局（花川南8・3）	石狩市役所前郵便局（花川北7・1）
	石狩花川南五条郵便局（花川南5・2）	石狩親船郵便局（親船町60・9）
	石狩花川南一条郵便局（花川南1・2）	石狩北郵便局（八幡2・332）
	石狩花川北二条郵便局（花川北2・5）	石狩高岡郵便局（八幡町高岡251・5）